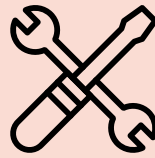


物価高対策・収益力改善支援事業

令和7年度新設！

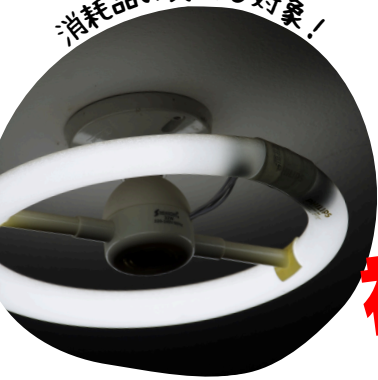
有田川町商工会



会員限定！

備品・老朽化等 対応助成金

消耗品の費用も対象！



補助率：3分の2
上限：5万円

IT機器や机、椅子などもOK！



青年部、女性部は
さらに上乘せ！

主なポイント！！

- ✓ 小規模な備品等の購入・入れ替え・修繕にも対応しています！（事業用に限る）
- ✓ 国や県の補助金の対象にならないものが対象になります。
- ✓ 遡及適用もOK！交付申請の3ヶ月前までの経費も対象にできます。
- ✓ 税抜1万円以上の経費が対象です。
原則、他の商工会員さんの事業所で購入してください。
- ✓ 青年部、女性部さんの事業所なら5分の4補助。
さらに、5万円の上限に+1万円の助成！

申請手続き ※1年度につき1回までの申請になります。

（注）予算の範囲内とさせていただきます

※遡及適用（さかのぼり）する場合

01

補助対象経費なるか
どうか商工会に確認！

02

様式1 申請書と様式3
実績報告書を提出

【添付書類】
・領収書または支払証明書
・設備導入/備品等購入した物の写真
※修繕の場合は実施前後の状態が
分かる写真が必要。

03

支給手続き

・様式2 交付決定通知書を
交付させていただきます。
・ご指定の預金口座にお振込み
させていただきます。

修理費用も対象になります！



訴求適用しない場合は、

- ①様式1で申請 ②様式2 交付決定通知書で交付決定
③様式3 実績報告 ④指定口座にお振込みという流れになります！